

漁業関係手数料の改定内容（令和7年4月1日以降適用）

区分	事務	手数料の名称	手数料の額	
			現行	改定後
漁業権免許関係	漁業法第69条第1項の規定による漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	1件につき 3,770円	1件につき 3,950円
	漁業法第72条第6項の規定による団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査	団体漁業権共有認可申請手数料	1件につき 3,770円	1件につき 3,950円
	漁業法第76条第1項の規定による漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	1件につき 2,550円	1件につき 2,670円
	漁業法第78条第2項の規定による個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	1件につき 1,220円	1件につき 1,280円
	漁業法第79条第1項ただし書の規定による個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査	個別漁業権移転認可申請手数料	1件につき 1,220円	1件につき 1,280円
	漁業法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の個別漁業権の内容たる漁業の許可の申請に対する審査	休業中の個別漁業許可申請手数料	1件につき 2,550円	1件につき 2,670円
	漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定による免許漁業原簿（漁場図を除く。）の謄本又は抄本の交付	免許漁業原簿謄本等交付手数料	1枚につき 530円	1枚につき 550円
	漁業登録令第10条第1項の規定による漁場図の謄本又は抄本の交付	漁場図謄本等交付手数料	1枚につき 530円	1枚につき 550円
	漁業登録令第10条第1項の規定による免許漁業原簿又はその附属書類の閲覧の請求の許可	免許漁業原簿閲覧手数料	1件につき 280円	1件につき 290円
漁業許可関係	漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定による知事許可漁業の許可（5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係るものに限る。次項において「漁業許可」という。）の申請に対する審査	漁業許可申請手数料	1件につき 2,950円	1件につき 3,090円
	漁業法第58条において読み替えて準用する同法第47条の規定による知事許可漁業の許可の変更の許可の申請に対する審査	漁業許可変更許可申請手数料	1件につき 2,440円	1件につき 2,560円
漁船登録関係	漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定による漁船の登録の申請に対する審査 (1) 無動力漁船	漁船登録申請手数料	1隻につき 4,690円	1隻につき 4,920円
	(2) 総トン数20トン未満の動力漁船		1隻につき 7,030円	1隻につき 7,380円
	(3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船		1隻につき 7,540円	1隻につき 7,910円
	(4) 総トン数100トン以上の動力漁船		1隻につき 8,050円	1隻につき 8,450円
	漁船法第12条第3項の規定による漁船の登録票の再交付	漁船登録票再交付手数料	1隻につき 2,440円	1隻につき 2,560円
	漁船法第13条の規定による漁船及び登録票の検認	漁船検認手数料	1隻につき 3,670円	1隻につき 3,850円

区分	事務	手数料の名称	手数料の額	
			現行	改定後
漁船登録関係	漁船法第17条第1項の規定による漁船の変更の登録の申請に対する審査			
	(1) 無動力漁船	漁船登録変更申請手数料	1隻につき 2,340円	1隻につき 2,450円
	(2) 総トン数20トン未満の動力漁船		1隻につき 3,460円	1隻につき 3,630円
	(3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船		1隻につき 3,770円	1隻につき 3,950円
	(4) 総トン数100トン以上の動力漁船		1隻につき 4,080円	1隻につき 4,280円
	漁船法第21条の規定による漁船の登録謄本の交付	漁船登録謄本交付手数料	1枚につき 440円	1枚につき 460円
小型漁船測度関係	小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定による小型漁船の総トン数の測度			
	(1) 総トン数5トン以上20トン未満の小型漁船	小型漁船総トン数測度手数料		
	ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合		1隻につき 37,740円	1隻につき 39,620円
	イ その他の場合		1隻につき 26,520円	1隻につき 27,840円
	(2) 総トン数3トン以上5トン未満の小型漁船（実測する場合に限る。）			
	ア 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合		1隻につき 19,380円	1隻につき 20,340円
	イ その他の場合		1隻につき 14,280円	1隻につき 14,990円
	(3) 総トン数3トン未満の小型漁船（実測する場合に限る。）		1隻につき 14,280円	1隻につき 14,990円
遊漁船業登録関係	185の2 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定による遊漁船業者の登録の申請に対する審査	遊漁船業者登録申請手数料	1件につき 20,400円	1件につき 21,420円
	185の3 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定による遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	遊漁船業者更新登録申請手数料	1件につき 16,320円	1件につき 17,130円

事務	手数料の額	
	現行	改定後
証明の事務（別に定めるものを除く。）	1件につき 400円	1件につき 420円
公簿又は公文書の謄本又は抄本の交付（別に定めるものを除く。）	1枚につき 400円	1枚につき 420円